

○越前市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
伝統的民家普及促進事業	補助	伝統的民家群保存活用推進地区(四町、五箇地区)において、一定の要件に該当する福井の伝統的民家の新築または外観の改修工事等の費用の一部を補助	都市計画課 0778-22-3012
新住宅取得推進事業	補助	居住誘導区域内において、住宅を新築または購入して定住する人を対象に、取得費用の一部を補助(移住者については市内全域) 【補助金額】 基本額30万円+加算最大130万円(最大160万円)	建築住宅課 0778-22-3074
空き家等 リフォーム支援事業	補助	売買・賃貸を目的に空き家をリフォームする場合に、リフォーム費用の一部を補助 【補助金額】 最大120万円	
多世帯近居住まい 推進事業	補助	直系親族の居住する住宅の近くに中古住宅を取得する場合に、取得費の一部を補助 【補助金額】 中古住宅の取得 最大30万円	
子育て世帯等と移住者への 住まい支援事業	補助	子育て世帯、新婚世帯又はリ・ターン者が住まい情報バンクに登録されている又はされていた中古の一戸建て住宅を購入又はリフォームして定住する場合にその費用の一部を補助 【補助金額】 購入 最大110万円 リフォーム 最大 50万円(購入・リフォーム両方行う場合は 最大160万円)	
結婚新生活支援事業	補助	新婚世帯の新居の取得費やリフォーム費用の一部を補助 【補助金額】 住宅取得支援 最大60万円 住宅リフォーム支援 最大60万円	
木造住宅耐震診断等 促進事業	補助	昭和56年5月以前に着工された一戸建て木造住宅の耐震診断及び補強プラン作成の費用に対して補助 【個人負担】 一般診断法 1万円 伝統耐震診断法 184,800円	
木造住宅耐震改修促進 事業	補助	耐震診断の結果、耐震補強の必要があると判定された一戸建て木造住宅について、補強プランに基づき耐震改修工事に要する費用を補助 【補助金額】 住宅全体の耐震改修 最大150万円 部分的な耐震改修 最大150万円 伝統的な古民家の耐震改修 最大237.5万円	

(次頁へ続く)

○越前市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
吹付けアスベスト調査事業	補助	市内に所在する民間建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】1棟につき最大 25万円	建築住宅課 0778-22-3074
危険ブロック塀撤去費用	補助	通学路に面した危険ブロック塀等を撤去する場合に、撤去費用や再設置費用(県産材による再設置の場合に限る。)の一部を補助 【補助金額】 撤去のみ 20万円/件 撤去+再設置 ①と②の合計額 ①撤去 最大 20万円/件 ②再設置 最大 40万円/件	
空き家住宅診断支援事業	補助	住まい情報バンクに登録する又はされている住宅の空き家診断にかかる費用の一部を補助 【補助金額】最大 35,000円	
老朽危険空家解体撤去事業	補助	老朽危険空家等の解体撤去工事に要する費用の1/3とし、上限額は以下のとおり ①老朽危険空家の解体撤去工事 70万円 ②準老朽危険空家の解体撤去工事 50万円 前面道路幅員等の対象要件に該当する場合に上記補助に加算 30万円	
合併処理浄化槽設置補助制度	補助	公共下水道事業や農業・林業集落排水事業の認可区域外に浄化槽を設置する場合に補助。また、特定要件を満たす場合、配管工事費・単独処理浄化槽又は汲み取り槽撤去費の補助あり	上下水道課 0778-22-7922
公共下水道接続奨励金	補助	公共下水道供用開始3年以内に、既存の排水設備を公共下水道に接続した場合に奨励金を交付 【奨励金額】 供用開始後1年以内 5万円 供用開始後1年を超え2年以内 3万円 供用開始後2年を超え3年以内 1万円	
合併処理浄化槽公共下水道切替え奨励金	補助	公共下水道供用開始3年以内に既存の合併処理浄化槽の機能を廃止し公共下水道に接続した場合に、奨励金を交付。地域ぐるみ接続奨励金、集合住宅合併処理浄化槽公共下水道切替え補助金とは併用不可。 【奨励金額】 一つの合併処理浄化槽につき10万円	
地域ぐるみ接続奨励金	補助	町内会等の単位で「まちづくり計画」を策定し、接続促進に取り組む町内の方が下水道に接続した場合に奨励金を交付。取り組み期間は最長3年間。合併処理浄化槽公共下水道切替え奨励金、集合住宅合併処理浄化槽公共下水道切替え補助金とは併用不可。 【奨励金額】 汲み取り便所または単独処理浄化槽からの接続 10万円 合併処理浄化槽からの接続 5万円	
集合住宅合併処理浄化槽公共下水道切替え補助金	補助	公共下水道供用開始3年以内に集合住宅(賃貸に限る)の合併処理浄化槽を廃止し、公共下水道に接続した場合に補助金交付。合併処理浄化槽公共下水道切替え奨励金、地域ぐるみ接続奨励金とは併用不可。 【補助金額】 一つの合併処理浄化槽の切替え工事費用の30%(100万円を上限)	
公共下水道接続資金融資及び利子補給制度	融資	公共下水道接続工事に対する資金を融資するとともに、接続資金に係る利子を補給 【融資金額等】 融資限度額 300万円 償還期間 5年以内 【利子補給額】 接続資金融資100万円以下 支払利子額全額 接続資金融資100万円を超える部分 支払利子額の2分の1	
要介護老人住環境整備事業	補助	在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改修費用(介護保険による住宅改修費支給の対象外のもの)の一部を助成。工事着工前に申請が必要。 【利用できる方】 市内在住で次の要件に該当し、住宅改修の必要があると認められる方 1 要介護3以上に認定された方 2 または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅤに該当する方 3 対象となる住宅の改造に対して重度身体障害者住宅改修助成制度や福井県の実施する住宅改修の資金助成を受けていないこと 4 本人及び世帯の生計中心者が市税を滞納していないこと 【補助金額】助成対象経費の9割※(上限80万円) ※一定以上の所得を有する方は8割又は7割	長寿福祉課 0778-22-3715
介護保険住宅改修制度	給付	要支援・要介護認定を受けている方が、在宅で日常生活をおくるうえで必要な住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要。 【支給金額】対象経費(上限20万円)の9割※ ※一定以上の所得を有する方は8割又は7割	

<p>重度身体障害者 住宅改造成助制度</p>	<p>補助</p>	<p>視覚・肢体不自由で身体障害者手帳1級2級の人が、在宅での日常生活をおくるうえで、その住居を改造する必要があるとき、費用の一部を助成 【補助金額】助成対象経費の8割(上限60万円※視覚障がい者は80万円)</p>	
<p>日常生活用具住宅 改修給付</p>	<p>給付</p>	<p>一定の要件に該当する在宅の障がい者を対象に、段差の解消や手すりの設置などの住宅の改修に必要な物品の購入費や工事費用を給付 【対象者】 下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者で障害程度等級が3級以上の方。ただし、特殊便器の取り替えについては上肢機能障害2級以上の方。 【補助金額】最大20万円(原則1割負担)</p>	<p>社会福祉課 0778-22-3004</p>

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。